

2022年度  
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

---

20××年、著名な刑事政策の分野の学者が、性犯罪は他の犯罪に比べて再犯率が高いというデータに基づく論文を発表したことに端を発し、国会において、性犯罪を常習的に行った者については、その行動を把握し、さらなる犯罪を未然に防止することが必要ではないかとの議論が巻き起こった。

国会での議論においては、行動把握を正確に行うためにA国で行われているような、対象者の体内にGPS装置を外科的手術によって埋め込み、行動を監視する方法が良いのではないか、との意見や、B国で行われているようなGPS機能を備えたブレスレットの装着を対象者に義務付ける方法が良いのではないかといった意見が出される一方で、それらの方法では対象者の人権侵害の程度が大きすぎるのではないとの反対意見も強硬に主張された。さらには、仮に1回でも性犯罪を行った場合に行動監視の対象となってしまうとすると人権侵害の程度が大きいのではないかとの意見も出された。

それらの多様な議論を踏まえ、最終的に、性犯罪を常習的に行い、有罪判決を受けて確定した者で、請求者の居住する市町村内に住む者の氏名、住所、顔写真を、請求者に対して開示するという内容の法律案が作成され、国会において、賛成多数で可決された。なお、この法律では、開示を受けた請求者が開示された情報を第三者に漏洩した場合の罰則については定められていない。

この法律に含まれる憲法上の問題点を論じなさい。

入試日程  B 日程  出題科目名  憲法 **出題趣旨**

本仮想事例では、国が「性犯罪を常習的に行い、有罪判決を受けて確定した者で、請求者の居住する市町村内に住む者の氏名、住所、顔写真を、請求者に対して開示する」という内容の法律（以下、「本件法律」という）を制定したことに伴い生じる憲法上の問題（どのような人権を制約する可能性があるか否か）を検討することが求められている。

本件法律は、「性犯罪を常習的に行い、有罪判決を受けて確定した者で、請求者の居住する市町村内に住む者の氏名、住所、顔写真を、請求者に対して開示する」ことから、氏名、住所、顔写真を開示されない自由を制約する可能性がある。もっとも、日本国憲法は、氏名、住所、顔写真を開示されない自由を規定していない。そこで、氏名、住所、顔写真を開示されない自由が「憲法上の権利」として保障されるか否かを検討する。

日本国憲法 13 条は、包括的基本権として、幸福追求権を保障する。まず、幸福追求権は、個人の人格的生存に不可欠な利益を保障すると解するか、あらゆる生活上の行為を自由に行うことを保障すると解するか、検討して欲しい。例えば、幸福追求権は、個人の人格的生存に不可欠な利益を保障すると解すると、氏名、住所、顔写真が、個人の人格的生存に不可欠な利益であるか否かを検討することになる。

仮に、氏名、住所、顔写真が個人の人格的生存に不可欠な利益であると解すると、氏名、住所、顔写真を開示されない自由は、重要なものであるということになる。

また、本件法律により、氏名、住所、顔写真を、請求者に対して開示することになるので、氏名、住所、顔写真を開示されない自由が直接的かつ剥奪的に制約されることになる。とはいえ、本件法律は、「性犯罪を常習的に行った者の行動を把握し、さらなる犯罪を未然に防止すること」を目的とすることに鑑みると、氏名、住所、顔写真を開示されない自由は、間接的付随的に制約されると解することもできよう。

これらの点を考慮したうえで、氏名、住所、顔写真を開示されない自由に対する制約の合憲性を検討して欲しい。まず、本件法律の立法目的は何か、その目的と「性犯罪を常習的に行い、有罪判決を受けて確定した者で、請求者の居住する市町村内に住む者の氏名、住所、顔写真を、請求者に対して開示する」こと（立法目的達成手段）にはどのような関連性があるのかを検討する。例えば、立法目的を「性犯罪を常習的に行った者の行動を把握し、さらなる犯罪を未然に防止すること」と捉えたうえで、その立法目的と「性犯罪を常習的に行い、有罪判決を受けて確定した者で、請求者の居住する市町村内に住む者の氏名、住所、顔写真を、請求者に対して開示する」ことには、どのような関連性があるのかを検討するのである。

具体的には、氏名、住所、顔写真が、それぞれ個人の人格的生存と、どのように関係しているのかを検討する。その上で「性犯罪を常習的に行った者の行動を把握し、さらなる犯罪を未然に防止する」ために、「性犯罪を常習的に行い、有罪判決を受けて確定した者で、請求者の居住する市町村内に住む者の氏名、住所、顔写真を、請求

者に対して開示する」必要性の有無を検討する。そして、「性犯罪を常習的に行い、有罪判決を受けて確定した者で、請求者の居住する市町村内に住む者の氏名、住所、顔写真を、請求者に対して開示する」ことの相当性の有無を具体的に検討する。その際には、「行動把握を正確に行うためにA国で行われているような、対象者の体内にGPS装置を外科的手術によって埋め込み、行動を監視する方法がよい」、「B国で行われているようなGPS機能を備えたブレスレットの装着を対象者に義務付ける方法が良い」、「それらの方法では対象者の人権侵害の程度が大きすぎるのではないか」、「仮に1回でも性犯罪を行った場合に行動監視の対象となってしまうとすると人権侵害の程度が大きいのではないか」といった意見、「開示を受けた請求者が開示された情報を第三者に漏洩した場合の罰則については定められていない」ことをも考慮して欲しい。

どのような結論になるにせよ、立法事実や本件法律の制定過程における議論・検討を踏まえた、説得力のある具体的な論述をして結論を導くことが望まれる。

以上

2022年度  
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

---

以下の設例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反は除く）。なお、要件の充足等に関し、見解の対立が存する場合は、判例に従って処理すること。

〔設例〕

ある日、甲がいわゆるシャッター通りと称されるほどひとけのない商店街にある宝石店の前を通りかかり、外から様子を窺うと、店内には誰もおらず、テーブルの上に高価そうな指輪が1個置いてあった。そこで、甲はこの指輪をどこかに売りさばいてお金に換えようと思い、こっそり店内に入り、テーブルに近づいて当該指輪を自分の履いているズボンのポケットに入れ、誰にも見つかることなくそそくさと店外に出て、同店から1キロメートルほど離れた公園まで15分ほど歩き、そこでポケットから取り出した指輪を眺めながら、ベンチで缶コーヒーを飲みながら、15分ほど休憩した。

甲は、あの店ならセキュリティがいい加減だからひょっとしたらまだ何かいただけるかもしれないと思い立ち、また15分ほどかけて歩いて本件宝石店に戻り、先ほどと同様店内にひとけがないので再度立ち入ったところ、突如店主Aが中から出て来た。Aは甲に対し「お前か、さっきテーブルに置いてあった指輪を持って行った奴は？返せよ！返さないと警察に通報するからな。」と激しい口調で要求した。

甲は、そんなことになったら元も子もない、こいつを消すしかないと思ったので、携帯していた拳銃を、店の出入口に立ちはだかつて甲の逃走を阻止しようとしたAに対して一発発射した。すると、弾はAの脇腹を貫通し、さらにその瞬間、自動ドアのため開いていた店の出入口を通り抜けて、外の通りを歩いていたBの腹部をも貫通した。

その結果、Aは銃創を負ったものの一命を取り留めたが、Bは臓器からの出血により、その場でほどなく死亡した。

甲は店外に逃げ出し、現場から30キロメートルほど離れた自宅に無事帰り着いた。

以上

入試日程  B 日程  出題科目名  刑法

**出題趣旨**

事後強盗罪の「窃盗の機会」の意義，事後強盗罪が成立しない場合における 2 項強盗罪による救済の可否，方法の錯誤のケースに関する法定的符合説（のうち，数故意犯説）の適用等，諸論点に関する判例の理解と事例への応用がどこまで適確にできているかを問う趣旨で出題した。

2022度  
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

---

Xは、2021年9月1日午前10時に、Y酒店に電話をかけ、商品名「α」という瓶ビール2ケースを購入したいと申込みをしたところ、Yはこれを承諾した。商品の引渡しは、夕方5時ごろ、XがYの店まで取りに行くこととし、代金の支払いは商品の引渡しと引き換えに行うことが約束された。Yは、当日の午後4時頃、倉庫の中からαビール2ケースを店先まで運び出し、「X様」という名札をつけた後、Xに電話をかけて、準備が整った旨告げた。以下の各設問にすべて答えなさい。なお、各設問は独立しているものとする。

（設問1）当日の午後4時30分に、Tの居眠り運転するトラックがY酒店に突っ込み、店先においてあったαビールが粉々になってしまった。この場合におけるXY間の法律関係を論じなさい。

（設問2）当日の午後4時30分に、Y酒店にやってきたSがαビール1ケースを買いたいといった場合、Yは、「X様」の名札を外して店頭にあったαビールのうち1ケースをSに引き渡すことはできるか。

入試日程  B 日程  出題科目名  民法 **出題趣旨**

本問では、種類物売買における目的物の特定の有無を明らかにしたうえで、設問 1 において、特定後に両当事者の責めによらない事由で目的物が滅失した場合における法律関係を、設問 2 において、特定後における債務者による目的物の変更の可否を、それぞれ問うものである。以下、具体的に説明する。

まず、本問において、XY 間で  $\alpha$  ビール 2 ケースの売買契約が成立しており、Y は引渡債務を、X は代金債務を負う。そして、Y の引渡債務の目的物は、種類と数量が指定されているから種類物であり、X が夕方 5 時ごろに取りにくるという約束になっているから、Y の引渡債務は取立債務である。

設問 1 において、X が  $\alpha$  ビールを受け取りに来る前に、店頭に置かれた  $\alpha$  ビール 2 ケースは、第三者 T の過失行為により粉々になってしまっている。この時点で、引渡債務の目的物である  $\alpha$  ビールが特定していれば、Y の引渡債務は履行不能となり、X は Y にその履行を請求できなくなることから（412 条の 2 第 1 項）、 $\alpha$  ビールが特定しているかが問題となる。

401 条 2 項は、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了するか、債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときに、特定が生じると規定する。物の給付をするのに必要な行為とは、弁済の提供を意味すると考えられるところ、取立債務の場合には債権者の行為を必要とすることから、493 条但書により、弁済の準備をしたことを通知して受領の催告をすれば足りることになる。しかし、特定があると債務者は無限の調達義務から解放されることから、ここでの特定は解放を認めるにふさわしいものでなければならず、目的物の分離まで必要である、あるいは、特定により所有権が移転することを考慮に入れると、引き渡されるべき目的物が他の物から客観的に区別されていることが必要であるから、目的物の分離まで必要である、と解するべきである。本問では、Y が倉庫の中から  $\alpha$  ビール 2 ケースを運び出し、店頭に「X 様」という名札をつけておき、X に電話をかけ、準備が整った旨告げていることから、午後 4 時の時点で  $\alpha$  ビールは特定されている。

そして、特定後の午後 4 時 30 分に、T の居眠り運転するトラックが Y 酒店に突っ込み、ビール・ケースが粉々になった結果、特定した  $\alpha$  ビールがすべて滅失しているから、Y の引渡債務は履行不能といえ、X は Y に対して  $\alpha$  ビール 2 ケースの引渡しを請求することはできない（412 条の 2 第 1 項）。また、給付の目的物が特定すると、債務者は目的物について善管注意義務（400 条）を負うところ、本問において特定したビールは T が滅失させたのであるから、Y は善管注意義務違反の責任を負わない。したがって、X は Y に対して履行不能に基づく損害賠償請求（415 条 2 項 1 号）もできない。

もっとも、履行不能となっている以上、542 条 1 項 1 号により、X は催告なしに直ちに売買契約を解除することができる。さらに、本問のように XY いずれの責めに帰することができない事由によって履行不能となったときは、536 条 1 項により、債権者 X は代金の支払いを拒むことができる。いずれにしても X は代金の支払いを拒むことができるが、解除すると代金債務は消滅することになるのに対して、危険負担による場合には代金債務は存続するものの支払拒絶権が発生するという法律構成となる点に注意が必要である。

設問 2 においても、午後 4 時の時点で  $\alpha$  ビール 2 ケースは特定されている。そして、上述の通り、特定されると、特定されたその物について債務者は善管注意義務を負うことになるから、Y は特定した  $\alpha$  ビールを他の客に売することは許されないはずである。

もっとも、特定されても給付の目的物の範囲が特定した物に限定されるだけであって、その物の代替物は現実には存在するのであるから、特定された物とは別の代替物を給付されたからといって債権者に何ら不利益は生じない。また、特定の制度は無限の調達義務から債務者を解放することを目的とするものであって、この制度により利益を受ける債務者がその利益を放棄するのは自由である。したがって、債権者に不利益が生じない限り、いったん特定された目的物を債務者が別の代替物に変更することは許されると解するべきである。

本問において、Y は、特定した  $\alpha$  ビールを S に売却することはできるが、再び  $\alpha$  ビールの調達義務を負うので、改めて X のために  $\alpha$  ビールを特定しなければならない。



「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

---

次の設例を読んで、後記の【設問】（１）および（２）に解答しなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、和菓子の製造販売を目的とし、その発行するすべての株式について譲渡による取得に甲社の承認を要する旨の定款の定めを有する取締役会設置会社である。  
甲社は平成2年にAのみの出資によって設立され、設立以来その取締役にはA、B、Cの3名が、代表取締役にはAが、監査役にはDが就任している。甲社の株主は現在もなおAのみである。  
甲社ではAの独断専行による経営が行われており、取締役会も株主総会も開催されたことがない。
2. 甲社の和菓子の販売網は中京圏に限定されていたが、令和2年夏ころから、Aは他の地域への進出を目指すようになり、関西圏にも販売店舗を開設するとともに商品の供給を円滑にする目的で製造工場をも併設することとし、滋賀県に工場用地の候補となる土地を見つけ、土地の売買交渉を進めていた。
3. 令和3年3月、Aは、BおよびCに相談することなく京都府で和菓子の製造販売を手掛ける老舗の乙株式会社（以下「乙社」という。）の全株式を取得した。Aは、乙社の役員に就任することはなかったものの、以降ほぼ毎日のように乙社に出社し、乙社の役員や従業員に対し自らの経営理念を伝達するとともに、乙社の重要な業務執行について自ら決定するようになっていた。同時に、甲社の和菓子製造工場長であるEに対し、より好条件を提示したうえで乙社の和菓子製造工場長への就任を打診し、Eはこれを受けて令和3年3月末日付で甲社を退職し、乙社に就職した。Eの突然の退職によって、甲社の和菓子製造工場の指揮命令系統は混乱し、同工場は2日間の操業停止を余儀なくされ、1日あたり150万円の営業利益を失った。これに対し、令和3年3月以降、乙社の営業利益は8000万円増加した。
4. 令和3年5月、甲社は、乙社の老舗ブランドの和菓子に対する競争優位性が確保できないと判断し、関西圏への進出を断念するに至った。甲社が関西圏への進出準備に要した費用は、5000万円を下らなかった。
5. 上記の一連の事実の後、甲社の従業員が大量に退職したため、BおよびCもさすがにAの不行状を静観することができなくなり、Aを代表取締役から

解職したうえで、甲社が被った損害についてAに対し責任追及をしたいと考えるに至った。

**【設問】**

- (1) BおよびCがAを代表取締役から解職する際の会社法上の手続について説明しなさい(40点)。
- (2) 甲社がAに対し責任を追及する際の会社法上の手続、甲社がなしうる主張および甲社の主張の当否について論じなさい(60点)。

入試日程  B 日程  出題科目名  商法 **出題趣旨**

取締役会設置会社である甲社において取締役会の承認なく一人株主 A によってなされた競業取引および A による甲社従業員の引抜きに関し、【設問】(1) では A の代表取締役からの解職の手続きを、【設問】(2) では甲社が A に対して追及しうる責任を問うものである。意外な落とし穴があることに注意する必要がある。以下、会社法の条文については法律名を省略する。

**1. 【設問】(1) について**

基本的には会社法の条文を適切に引いたうえで説明できていれば「ある程度は」得点できる問題である。

代表取締役の解職権限は、取締役会にある (362 条 2 項 3 号)。したがって、B および C としては、まず甲社の取締役会を招集する必要がある。取締役会の招集権は、原則として各取締役にある (366 条 1 項本文)。会社が定款または取締役会によって取締役会の招集権者を定めた場合であっても、それ以外の取締役にも招集権が留保されている (366 条 1 項ただし書、2 項)。

したがって、B または C は、前者の場合には自ら取締役会を招集し、後者の場合にはまず A に対し招集請求し A が応じなければ 366 条 3 項に従って自ら取締役会を招集することができる。

代表取締役の解職に関しては、会社法上特段解職事由が定められているわけではない。したがって、所定の手続きを踏めば甲社取締役会はいつでも A を解職することができる。

代表取締役の解職に関する決議要件にも通常の実務上の決議要件が適用されるから、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数によって決せられる。定款で過半数要件を加重することはできるが、設例の場合には、A は特別利害関係人に当たり議決に加わることができないゆえ (369 条 2 項)、いずれにせよ、A を排除したうえで、B および C の両名が出席し賛成しなければ解職決議は成立しない。判例によれば、解職される代表取締役は、「・・・一切の私心を去って会社に対して負担する忠実義務に従い公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたく、かえって、自己個人の利益を図って行動することすらあり得・・・、かかる忠実義務違反を予防し、取締役会の決議の公正を担保するため、個人として重大な利害関係を有するものとして、・・・」特別利害関係人に当たるとされている (最判昭和 44 年 3 月 28 日民集 23 巻 3 号 645 頁)。

**2. 【設問】(2) について**

甲社が A に対し追及しうるのは、任務懈怠責任 (423 条 1 項) である。423 条 1 項は、取締役等は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う旨を定める。なお、上記任務懈怠には取締役等の帰責事由が認められる必要がある。

甲社と乙社はともに和菓子の製造販売を目的とする会社である。甲社が関西圏への具体的な進出計画のもと滋賀県内で工場用地の売買交渉まで進めている段階で A が京都府で事業を営む乙社の全株式を取得すれば地理的市場も競合し、かかる株式取得は競業取引に当たる可能性がある。A は乙社において役員に就任することはなかったものの、乙社の全株式を有するばかりか、乙社の株式取得後ほぼ毎日乙社に出社し、乙社の役員・従業員を指導し、重要な業務執行を決定

するようになっているから、乙社の事実上の主宰者（東京地判昭和 56 年 3 月 26 日判時 1015 号 27 頁）と構成することが可能である。356 条 1 項 1 号の「自己または第三者のために」は「自己または第三者の計算において」の意味であると解されるから、A は第三者（乙社）のために事業の部類に属する取引を行った、または、実質的な利益の帰属主体を A であると解すれば自己のために事業の部類に属する取引を行ったと構成することができ、いずれにせよ、甲社において取締役会の承認を要する競業取引に当たる（356 条 1 項 1 号、365 条 1 項）。もっとも、A は甲社の唯一の株主でもある。本件競業取引によって実質的に不利益を受ける立場にある A が同意している以上、甲社において取締役会の承認を得る必要はない。

本件競業取引に手続違反は認められないとしても、A は甲社に帰属すべき利益を乙社ないし A 個人に移転させる目的で競業取引を行っており、この点において忠実義務違反（355 条参照）が認められる。A の競業取引によって乙社の営業利益は 8000 万円増加している。

設例の競業取引は 356 条 1 項に違反しておらず、423 条 2 項の損害額の推定は適用されない。しかし、乙社はもともと和菓子の老舗ブランド商品を携え十分な企業価値を有していたとしても、A が全株式を取得した後営業利益を大幅に伸ばしているのであるから、営業利益増加分 8000 万円は A による甲社の経営資源の流用に起因するものとみることできる。そのように解すると、当該乙社の営業利益は本来甲社に帰属すべき営業利益であったのであるから、本件競業取引による甲社の損害額は 8000 万円であると考えられる。あるいは、A が取得した乙社株式を甲社に引き渡すことによって解決を図ることも考えられるかもしれない。

A の競業取引により、甲社は乙社との競争に敗れ、関西圏への進出を断念するに至っている。A は甲社の機会を奪取しているため、忠実義務（355 条）に違反する。甲社は、支払った進出準備費用 5000 万円を回収できなくなっている。これが A の忠実義務違反と相当因果関係のある甲社の損害である。

次に、A が、甲社の重要な経営資源である従業員をより好条件を餌に、自己が全株式を有しかつ事実上の主宰者を務める競争会社への移籍を勧めることは、忠実義務に違反する。また、そのことによって甲社の和菓子製造工場は 2 日間操業停止に陥り、営業利益 300 万円を失った。甲社の逸失利益 300 万円が、A による引抜きとの因果関係が認められる損害である。

以上をまとめると、A の①競業取引、②甲社の機会の奪取、③従業員引抜きにつき、甲社は A に対し、423 条 1 項に基づき、1 億 3300 万円の損害賠償請求あるいは 5300 万円の損害賠償請求と乙社株式の引渡請求をすることができる。訴えをもって請求する場合には、監査役 D が甲社を代表し、A に対して損害賠償請求訴訟を提起することになる（386 条 1 項 1 号）。

以 上

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

---

Xは、Yを被告として、甲土地を代金500万円で売却したと主張して、代金500万円の支払を求める訴えを提起した。これに対しYは、第1回口頭弁論期日において、「甲土地をXから代金500万円で買い受けたことは認める。しかし、その代金は既に支払った。」と主張した。Xが代金の支払の事実を否認したので、証拠調べが行われたところ、裁判所は、甲土地についての売買契約の売主はXではなくAであり、YがXに代金を支払った事実は認められないとの心証を得た。

この段階で弁論を終結した場合、裁判所はどのような判決をすべきか。

入試日程  B 日程  出題科目名  民事訴訟法 **出題趣旨**

本問は、裁判上の自白を問う問題である。

裁判上の自白とは、当事者が口頭弁論又は弁論準備手続において、相手方の主張と一致する自己に不利益な事実の陳述である。裁判上の自白が成立する場合、裁判所は当該事実をそのまま判決の基礎としなければならない（弁論主義第 2 テーゼ・裁判所拘束力）。本問では、X Y 間において、X Y を契約当事者とする甲土地の売買契約締結の事実（以下、「本件事実」とする。）について争いはないものの、裁判所はこれとは異なる心証を得ている。そこで、本件事実に裁判上の自白が成立しているかを検討する必要がある。

上述のように、裁判上の自白が成立する対象は自白当事者に「不利益」な「事実」であるところ、いかなる「事実」が裁判上の自白の対象となるか、いかなる場合に自白当事者に「不利益」といえるかについては争いがある。

まず、判例・通説は、裁判上の自白の対象（裁判所拘束力が生じる対象）となる「事実」とは、権利の発生・変更・消滅に関する法規の要件に該当する主要事実に限られ、主要事実の存否を推認させる事実である間接事実、及び、証拠の信用性に関する事実である補助事実については、裁判上の自白の対象とはならないとする（間接事実について裁判所拘束力を否定したものとして、最判昭 41・9・22 民集 20 巻 7 号 1392 頁〔百選第 5 版 54 事件〕）。これは、間接事実や補助事実にも裁判上の自白が成立し、裁判所拘束力が生じるとすると、裁判所はこれらの事実を争いのある主要事実の認定のための資料とせざるを得なくなるため、窮屈な事実認定を強いられ、したがって自由心証主義（民訴 247 条）を不当に制約することになるためである。

次に、裁判上の自白が成立する事実とは、自白した当事者に「不利益」な事実であることが必要であるところ、いかなる場合に「不利益」な事実であるといえるかについては、判断基準が明確であるなどの理由から、相手方が証明責任を負う事実を指すとするのが判例・通説である（大判昭 8・2・9 民集 12 巻 397 頁）。

本問で X が提起した訴えにおける訴訟物は、「X の Y に対する売買契約に基づく 500 万円の代金支払請求権」である。売買契約の効力発生要件は、民法 555 条によれば、当事者の一方が相手方に財産権を移転することを約したことと、相手方が代金を支払うことを約したこと、すなわち売買契約締結の事実であるため、Y に対する売買代金支払請求権が発生したといえるためには、X は、権利の発生に関する具体的事実として本件事実を主張立証する必要がある。本問において X は、Y に対し「甲土地を代金 500 万円で売却した」と主張しているため、X が主張する当該事実は、主要事実にあたる。

この X の主張について、Y は、「甲土地を X から代金 500 万円で買い受けたことは認める」と陳述しているところ、この Y の陳述は、X の主張と一致し、かつ、X が証明責任を負う事実についての陳述であるため、Y に裁判上の自白が成立することになる。

そのため、裁判所は、甲土地についての売買契約の売主が X ではなく A である、すなわち本件事実が存在しないとの心証を得たとしても、当該事実をそのまま判決の基礎としなければならない。そして、本問において X Y 間では代金支払の事実について争いがあったが、裁判所は、Y が X に代金を支払った事実は認められないとの心証を得ている。したがって、裁判所は、X が Y に甲土地を 500 万円で売却したという事実について自白が成立したこと、及び、証拠調べの結果、

YがXに代金を支払った事実は認められなかったことに基づき、Yに対し、Xに500万円を支払うことを命ずる判決（請求認容判決）をしなければならない。